

# 国民健康保険特集号

発行：令和3年12月15日 伊丹市 健康福祉部 保健医療推進室 国保年金課(国民健康保険担当)  
〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地 TEL072-784-8040/FAX072-784-8124

中面の主な内容…2面／特定健診 3面／令和2年度 伊丹市国民保険会計の決算と現状など 4面／各種お知らせ

## マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました！（医療機関・薬局によって開始時期が異なります。）



### こんなことができるようになります。

- 就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える。
- 限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される。
- 初めての医療機関等でも、記録されているデータに基づく診療・薬の処方が受けられる。
- 特定健診や処方された薬の記録をマイナポータルで閲覧できる。  
(特定健診の詳細は2面を確認)
- マイナポータルからe-Taxに連携し、確定申告が簡単になる。



### 利用申込受付中！

詳細や申込は特設ページをご確認下さい！

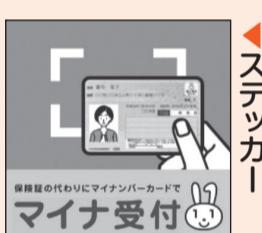


健康保険証利用申込のお問い合わせ  
マイナンバー 0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。  
受付時間 平日：9時30分～20時00分  
(年末年始を除く) 土日祝：9時30分～17時30分

### どこで利用できる？

対応している医療機関・薬局は「マイナ受付」のポスターやステッカーを提示しています。※今後、対応医療機関等は増えていく予定です。  
詳しくは厚生労働省ホームページで公表しています。  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16743.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html))



ポスター

- まだ対応していない医療機関・薬局では、従来どおり保険証の持参が必要です。
- \*その他資格喪失後すぐの場合等、保険証が必要な場合があります。



### 申込み方法は？

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、健康保険証利用の申込みが必要です（原則、生涯1回のみ）。

①カードリーダー機能を備えたデバイス（スマートフォンまたはPC+ICカードリーダー）を所持している場合

→「マイナポータルAP」をインストールして下さい。



スマートフォンの対応機種はコチラ▶



②カードリーダー機能を備えたデバイスを所持していない場合

→セブン銀行のATM、一部チェーン薬局等に設置の顔認証付きカードリーダー等から申込みできます。

### つくれてみようマイナンバーカード！

まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、是非この機会にカードの作成をご検討下さい。

### マイナンバーカードとは

マイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付きのカードです。  
(おもて面)

(うら面)



### マイナンバーカードのメリット

●身分証明書として利用可能（おもて面）

・顔写真付きの身分証明書として利用できます。

・行政手続きなどでマイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場合、マイナンバーカードなら1枚のカードで手続可能です。

●ICチップ+電子証明書の利用（うら面）

・オンライン申請（転出届・証明交付・確定申告（e-Tax）など）が可能です。  
・コンビニで住民票の写しが取得できます。

### マイナンバーカードのつくり方

●4つの申請方法があります。必要なものは次のとおりです。

#### ①スマホで申請

- 交付申請書（QRコード付きのもの）
- 顔写真データ

#### ②パソコンで申請

- 交付申請書に記載の申請書ID（半角数字23桁）
- 顔写真データ

#### ③郵便で申請

- 交付申請書
- 証明写真（6ヶ月以内に撮影、サイズ4.5cm×3.5cm、無帽・無背景のもの）
- 封筒

#### ④写真機で申請

- 交付申請書（QRコード付きのもの）
- 写真代

・申請から約1ヶ月～1ヶ月半後（混み合っている時は、それ以上かかることがあります）、「交付通知書」が届きます。  
交付通知書に記載の必要書類を持参し本人が市役所までマイナンバーカードを受け取りに来て下さい。

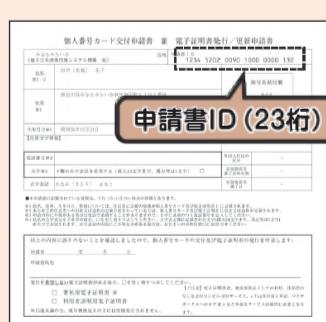
・その他、市役所での申請サポートなどもあります。詳しくは市HPをご確認下さい。（右QRコードから読み取り可）

▶交付申請書

申請書ID(23桁)

QRコード

オンライン申請用QRコード



※交付申請書の記載内容に変更がある場合や紛失している場合、またはご不明な点がございましたら市市民課マイナンバー担当（072-784-8121）までお問合せ下さい。

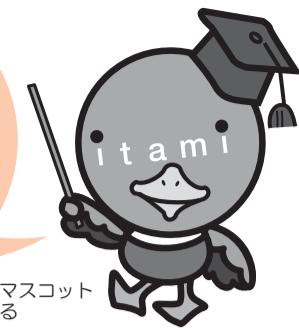
## 40歳以上の伊丹市国保のご加入の方へ

国が定めた  
年に1度の

# 特定健診

～コロナ禍でも健診受診は重要です～

土曜や平日夜間  
(19時頃まで)に  
実施している  
医療機関も  
あります。



伊丹市マスコット  
たみまる

### 健診についてのご心配にお答えします

#### 1 どんな病気がわかるの?

糖尿病、高血圧、脂質異常症など、  
生活習慣病の兆候を見つけることができます。

#### 2 病院に通院中だけど、 私も受けられるの?

受診可能です。治療のために行う検査と特定健診では、  
発見できる異常が違う場合があります。  
ぜひかかりつけ医にご相談の上、受診してください。

#### 3 費用はかかるの?



**無料です。** 約9,000円かかる健診費用を伊丹市が  
負担します。

#### 4 検査内容はどんなの?

※特定健診と同時に市のがん検診を受けられます。  
申し込み時に医療機関にお問い合わせください。



#### 5 今年度の途中で国保に加入したけど、 健診を受けられるの?

受診可能です。下記まで受診券の発行をご依頼ください。

#### 6 時間はどれくらいかかるの?

健診自体は15~20分程度です。

### 特定健診受診までの流れ

#### 実施期間 R4年3月20日(日)まで

3月以降は毎年大変混み合います。受診はお早めに。

#### STEP1 医療機関を選ぶ

受診できる医療機関は、ホームページで  
ご確認ください。



#### STEP2 電話で申し込む

ご希望の医療機関に直接電話でお申し込みください。

#### 当日の持ち物 受診券・保険証



受診前に、体温を測定するなど体調に問題  
がないことを確認してください。帰宅したら  
手洗い等の感染対策をしっかりとしましょう。



30~74歳対象

### 人間ドックを受けられる方へ～費用助成のご案内～

人間ドックを受診される場合、特定健診の代わりに人間ドック受診費用を助成しています。

伊丹市マスコット  
たみまる

#### 助成金額

**人間ドック受診経費の1/3、上限2万円**

(国保税の法定軽減世帯の方は、1/2で上限2万円)

#### 対象

**①～④を満たす方**

- ①受診日時点で、市国保に継続して6ヶ月以上加入。
- ②同年度に特定健診を受診しない。
- ③伊丹市が受診結果を健康管理の資料として管理保存することに同意する。
- ④人間ドックの健診項目に右記の内容が含まれている。

#### 健診項目

- 身体計測(身長・体重・BMI・腹囲)
- 血圧測定 ●尿検査(尿糖・尿蛋白)
- 血液検査(中性脂肪・HDL・LDL・AST(GOT)・ALT(GPT)・γ-GT(γ-GTP)・空腹時血糖\*)
- 医師の診断(判定) ●医師名
- 自覚症状・他覚症状(総合判定からの読み取りも可)
- \*HbA1cでも可

詳しくは、下記までお問い合わせください。



マイナポータル上で令和2年度以降の特定健診結果を閲覧できるようになりました。令和3年度  
以降の健診結果については、健診受診月の2~3ヶ月後に閲覧が可能になります。また、マイナン  
バーカードを保険証利用された場合、本人の同意があれば、医療機関及び薬局において過去の  
健診結果情報の閲覧ができ、健康状態を医師や薬剤師等と共有できるようになっています。



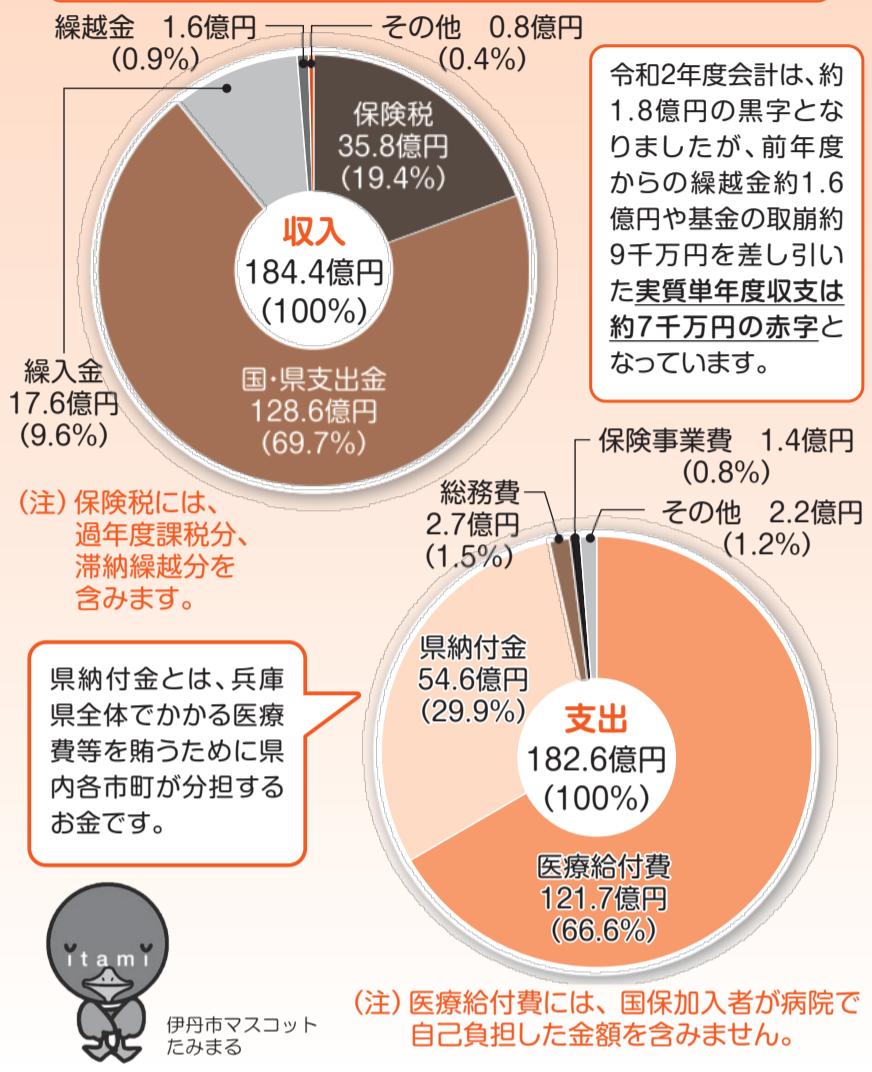
詳細はコチラ

問い合わせ 伊丹市 健診・健康づくり担当 TEL:072-784-8080 FAX:072-784-3281

# 令和2年度 伊丹市国民健康保険会計の決算と現状について

国民健康保険制度（国保）は加入者の皆様が安心して医療を受けるため、加入者が保険税を支払うことで、医療費の負担を支えあう、助け合いの制度です。以下に、令和2年度の市国保会計の収支と、取り巻く状況についてお知らせします。

## 令和2年度の市国保会計の収支について



## 市国保会計を取り巻く状況について

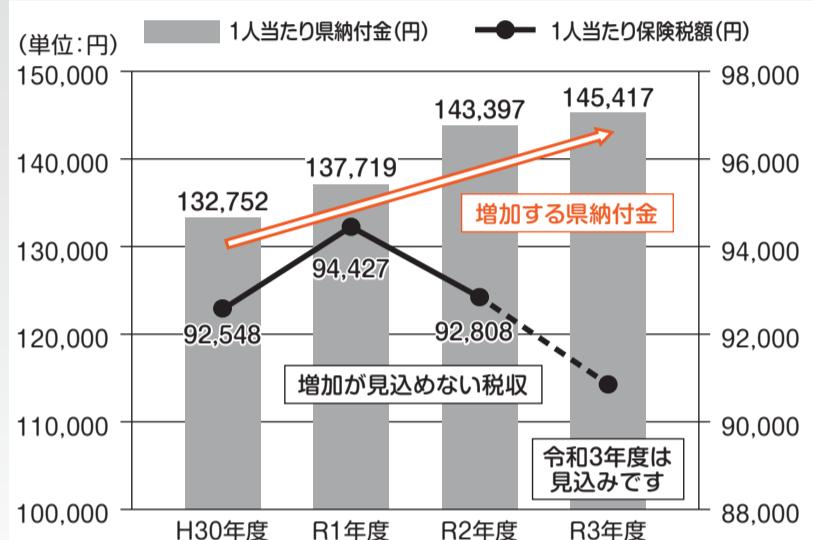
### 国保加入者の動向(5ヵ年)

(国保加入者は5年間で7,526人減少)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
世帯数	28,133	26,912	25,965	25,175	24,785
被保険者数	45,590	42,894	40,856	39,084	38,064

### 1人当たりの県納付金と保険税額の動向(4ヵ年)

(4年間で1人当たり12,665円の県納付金が増加)



国保会計は平成30年度より都道府県単位化され、兵庫県全体の医療費等を賄うため、「県納付金」を毎年納めることになりました。一人当たり医療費の増加に伴い、県納付金は毎年増加し続けています。

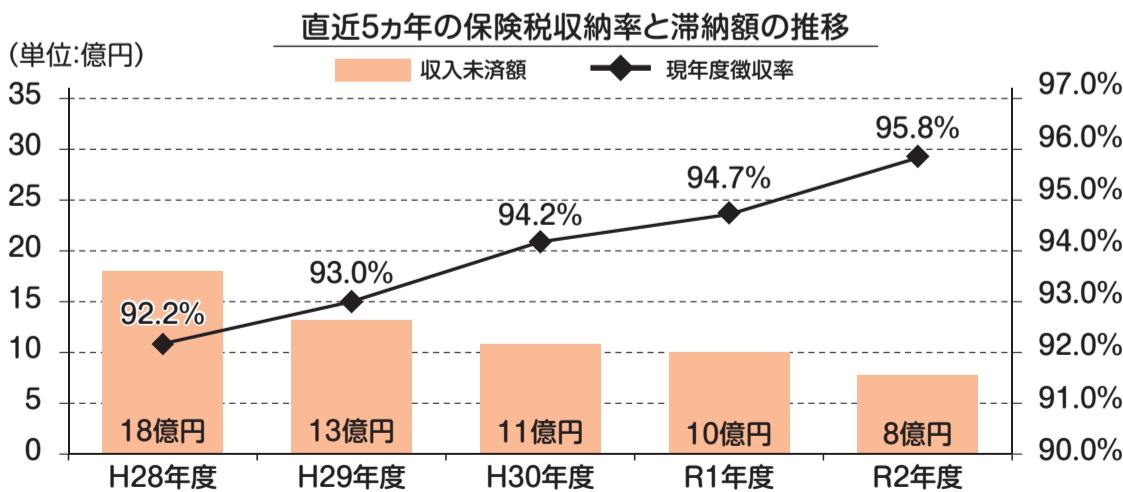
平成30年度以降、実質单年度収支が3年連続で赤字となっており、このままでは、近い将来、これまでの貯えである基金が枯渇し、国保事業を継続できない見込みとなっています。

伊丹市では平成25年度から保険税率を据え置き阪神間では低い水準に抑えてきましたが、制度を維持するため、保険税率の改定について検討しなければならない状況となっています。

## 保険税の滞納解消に向けた取り組み

市はこれまで、納期内に納付している多くの納税者の視点に立ち、税の公平性を確保するため滞納処分を強化してきました。その結果、令和2年度における保険税の収納率は95.8%（過去最高）と、5年前に比べ、3.6ポイント改善しました（下グラフ参照）。引き続き、滞納処分を積極的に行っています。

納付資力があるにもかかわらず納付されない場合は、税の公平性を保つため、財産を差し押さえ、保険税へ充当します。



### 納付を忘れた場合

納期限内に納付が確認できない場合、納付をお忘れでないか納税案内センターが電話で確認をいたします。ご理解とご協力をお願いいたします。



### 納付できない場合

失業や病気、事業の経営不振など、やむを得ない事情により納付できない場合は、できる限り早く市国保年金課までご相談ください。個々の生活状況等を考慮し、完納に向けた納税計画を立てていただきます。

### 滞納処分の流れ



# 交通事故などの第三者行為により負傷した場合、「傷病届」の提出が必要です!

## ② 交通事故などによって負傷したときは

保険証を使って治療を受けることは出来ますが、必ず市に「第三者行為の届出」をしてください。

交通事故など第三者の不法行為(以下、「第三者行為」と言う。)によってケガを負った場合の医療費は、本来、加害者が過失割合に応じて負担するものです。後日、加害者に対して国保が立て替えた医療費を請求(求償)することになりますが、市は届出を受けてはじめて求償を行えますので、届出にご協力をお願いします。

(注)相手のいない交通事故など自損事故で保険証を使う場合も、第三者行為による傷病ではないか確認するため、届出をお願いします。



## ① 業務中や通勤中のケガ等に、健康保険は使えません。

労働者が業務中または通勤中の災害によって負傷、または病気にかかった場合(労働災害)は、労災保険制度により治療費の給付などが行われます。労働災害の場合は、健康保険は使わず、必ず労災保険の請求をお願いします。

## セルフメディケーションって知っていますか?

### ② セルフメディケーションとは

自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすることをセルフメディケーションと呼びます(WHOの定義)。普段より生活習慣病の予防や健康維持に努めるとともに、軽度な身体の不調のときは、OTC医薬品を上手に使いましょう。

※OTC医薬品…薬局・薬店・ドラッグストアなどで処方せん無しに購入できる医薬品

### ● セルフメディケーション税制

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組(※1)を行っている方が、その年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために12,000円以上の対象医薬品(※2)を購入した場合には、「セルフメディケーション税制」(通常の医療費控除との選択適用)を受けることができます。

(※1)特定健診、定期健診、がん検診など。

(※2)スイッチOTC医薬品(要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)。レシートや領収書は保管しておいて下さい。

#### 申告に関するお問い合わせについて

確定申告は伊丹税務署(☎779-6121)、  
住民税申告は市市民税課(☎784-8022)へお願いします。

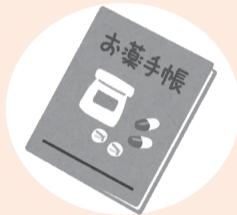
## 多くのお薬を服用していませんか?

### ② ポリファーマシーとは

多くの薬を服用しているために、薬同士が影響し合い、薬が効きすぎてしまったり副作用を起こしている状態を「ポリファーマシー」と呼びます(単に服用する薬の数が多いことではありません)。

### ● お薬手帳は一冊に

同時期に複数の医療機関を受診することによって、同じ効果の薬が重複して処方されてしまう可能性があります。処方されている薬がわかるように、お薬手帳は一冊にまとめておきましょう。



### ● 服薬情報のお知らせ

国保に加入している方のうち、お薬の量や種類について多く処方されている方に、年1回9月頃に服薬情報のお知らせを送付します(令和3年度から実施)。

なお、治療の必要性から医学的な判断により、同じ成分の薬などが処方されている場合がありますので、ご自身の判断で服薬を中断せず、かかりつけ医や薬局に相談してください。

## 納付額確認書が電子申請できるようになりました!

### ② 納付額確認書とは?

1年間(1月から12月)に納付された国民健康保険税の総額を確認するための書類です。年末調整や確定申告の際にご利用できます。  
発行手数料は無料です。※納付書でご納付されている場合は、領収書で年末調整や確定申告の対応が可能です。

電子申請は  
24時間受付可能

### ② 申請方法は?

右のQRコードを読み取ると市ホームページで詳細が確認できます。電子申請される方は、リンク先申請画面より申請して下さい。電子申請は24時間受付可能となっていますので、是非ご利用ください。  
※これまでどおり電話や窓口で申請していただくことも可能です。

### ② いつ届くの?

電子申請された場合、お手元に届くまでに申請されてから約一週間かかります。  
お急ぎの方は、電話や窓口で申請してください。



伊丹市マスコット たみまる

## ～口座振替不能をSMS(ショートメッセージサービス)でお知らせします～

口座振替ができなかった世帯を対象に、令和3年度6期分(令和3年11月30日納期限)から携帯電話やスマートフォンのSMSで納付のお知らせを送信します。

### ● 携帯電話の番号が登録されている納税義務者または口座名義人に送信します。

### ● 携帯電話の番号を登録されていない方は、登録にご協力をお願いします。

#### 登録方法

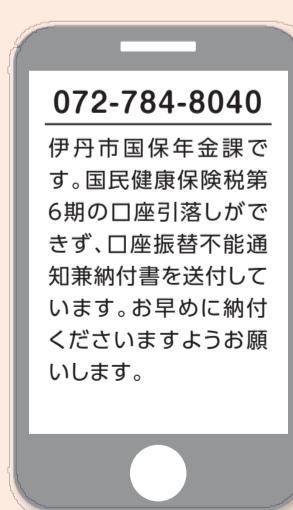
▶ 兵庫県電子申請共同運営システムで登録できます。  
※右のQRコードを読み取って登録できます。  
<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1618902399794>



※令和4年度からは、「口座振替不能通知書兼納付書」を廃止します。  
振替日(各納期限)の前日までに、預貯金の口座残高をご確認下さい。  
※窓口等で取得した携帯電話の番号は、今後SMS送信時に利用する場合がありますので、予めご了承ください。

※保険税を滞納されている世帯に対して、SMSを利用した納付催告を実施しております。

※メッセージ内容は、  
変更する場合があります。



令和3年度より、国民健康保険税の納付は、特別微収(年金からの天引き)の世帯を除いて、「口座振替」が原則となっています。  
納付書で納めている方は、口座振替への切り替えにご協力をお願いします。